

広島県告示第九百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和七年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
市千六百七十九地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・町		町		大字		字		地番		標柱番号	
山県郡		安芸太田町		中筒賀		薬神平		七三六番九地 先国道敷	標柱一号	標柱一号 標柱二号 標柱三号 標柱四号	
						可部ヶ		七三五番四	標柱三号		
						迫		一六三六番一	標柱四号		
						尾崎					

次に掲げる土地に存する標柱五号から十号までを順次結んだ線及び標柱五号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・町		町		大字		字		地番		標柱番号	
山県郡		安芸太田町		中筒賀		市小谷		六八六番一	標柱五号、六号及び八号	標柱五号、 標柱七号 標柱九号 標柱十号	
						清川谷		六八三番一	標柱七号		
						尾崎		一六三四番七地 先国道敷	標柱九号		
								一六三四番三地 先国道敷	標柱十号		